

総務省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
22	B 地方に対する 規制緩和	その他	正確な根拠に基づいた家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行うための、EBPMに対する課税情報目的外利用要件の緩和	本市では、EBPM(証拠に基づく政策立案)を推進しようとしており、家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行いたい。が、所得情報のエビデンスとなる住民税課税情報を利用しようとすると、地方税法第22条、地方公務員法第34条により情報の目的外利用が禁止され、これが取組の支障となっている。 他方で、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、これを緩和する個別法もあることから、これを参考に、「EBPMのための調査研究」にかかる課税情報の目的外利用を可能としていただきたい。	子どもの貧困問題をはじめ、学力や健康と所得との関係性は以前から指摘されており、今後、分析・研究を行うとともに、その結果を、エビデンスに基づく政策展開に反映し、その効果を市民に浸透させるべく、全力で取り組んでいる。しかしながら、こうした分析に際しては、個人の所得を悉皆で把握する必要があるが、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第22条との関係において、不適切であると考えられる。このことが、市民に質の高い政策を提供する際の大きな支障となっている。 制度改正の必要性は、代替手段として、アンケートを用いて所得の情報を把握することが考えられるが、過去の経験から、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えられている。	本市では、EBPMを推進しており、市や教育委員会が所有するデータの分析・研究を進めている。こうした研究に基づく政策を通じて、市民の健康や子どもの学力等を向上させることにより、限られた財源、人員等のリソースで効率的・効果的な政策を打ち出し、対処ではなく、予防型の政策を取ることができれば、それは社会保障費の減につながり、市民にとっても利益が還元されていくものと考えている。なお、こうした考え方は、国のEBPM推進の動きと整合性のとれたものになっていると認識している。 懸念として、個人情報の保護・管理体制の構築が挙げられるが、たとえば第三者機関を置いてチェック体制を充実させるなど、客観性のある監視体制を整備することも必要であると考えている。	地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪) 地方公務員法34条(秘密を守る義務)	内閣官房、総務省、文部科学省	尼崎市	平成30年第5回経済財政諮問会議資料3-1 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/0424/shiryo_03-1.pdf	足立区、川崎市、兵庫県、熊本市、宮崎市	○住民税の課税データをはじめとする行政組織内で既に保有している情報を組み合わせることで活用することは、「子どもの貧困」の実情を正確に把握し、実情に応じた適切な施策を検討する上で不可欠であると考ええる。 ○市民の生活実態等を把握したうえで、必要な政策を実施していくことは、自治体にとって重要な課題である。 ○限られた経営資源の中で、効率的・効果的な行政運営を推進していくためにも、市民生活の把握に資するデータを有効活用し、市民に質の高い政策を提供できるよう規制緩和を希望する。 ○アンケートを用いた所得情報の把握には、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。また、より深く、正確性の高い分析には課税データの活用が必須である。
72	B 地方に対する 規制緩和	消防・防災・安全	防災行政用無線の「伝搬障害防止区域」の指定に係る電波法関係審査基準の見直し	防災行政用無線については、全ての電波伝搬路が「伝搬障害防止区域」の指定を受けることができるよう、区域指定基準の一つである「電波伝搬路の中心線のすべて又は一部が地上高45m以上であること。」を見直す。	【支障事例】 愛知県と県内市町村等と結び、各種防災情報システムの通信基盤となっている防災行政用無線回線が、名古屋市内に建設された高層建築物(地上高99m)による電波遮蔽のため、平成28年8月頃から一部通信できない状況となった。そのため、平成29年6月補正予算に195,434千円を計上し、迂回ルートを構築するための改修工事を余儀なくされた。	【制度改正の必要性】 電波法に定める「伝搬障害防止区域」内であれば、防災行政用無線が不通となる事態を未然に防げるが、現在の区域の指定基準では、防災行政用無線の通る区域であっても、「伝搬障害防止区域」の指定ができない箇所がある。こうした「伝搬障害防止区域」外においては、民間事業者等が地上高31mを超える高層建築物を建築する場合でも、電波法第百二条の三に規定する事前届出が義務付けられておらず、建築がある程度進んだところで伝搬障害が発生し、その時点で初めて無線免許人が伝搬障害を把握することとなる。その段階では建築主と設計変更等の調整もできず、防災行政用無線が不通となり、発災時の状況把握が滞ることや災害対策に支障を来す期間が発生するとともに、無線免許人側の全面的な負担により対策を講じなければならない。 また、今回の支障事例を受け、高層建築物等の建築を事前把握する取組を右記関係団体との調整状況等のとおり実施しているが、事業者による自主的な報告による把握方法であり、抜本的な解決に至っていない。 【制度改正による効果】 防災行政用無線の電波伝搬路が「伝搬障害防止区域」として指定できれば、伝搬障害の可能性が高層建築物の建築に係る情報が事前に把握でき、障害原因部分に係る工事の制限期間である2年間、電波伝搬路の変更や工事の計画の変更等、無線通信の確保と高層建築物等に係る財産権の行使との調整を図るために必要な措置をとることが可能となる。	・電波法第102条の2から第102条の7 ・電波法関係審査基準第40条及び第41条	総務省	愛知県	(1)総務省東海総合通信局窓口及びインターネットにより縦覧に供している電波法に定める「伝搬障害防止区域」図面への指定外伝搬路の掲載を依頼済み (2)名古屋市(住宅都市局)リニア関連都心開発部)市街地再開発事業の事前情報提供を依頼済み (3)建築基準法に定める特定行政庁(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市)及び指定確認検査機関(民間26社)建築確認申請等の情報提供を依頼済み	静岡県、岡山市、広島県、愛媛県	○首都圏では高層建築物による電波伝搬障害が、継続的に発生しており、電波障害防止区域に指定されていても、それに伴う建築主との協議や迂回路構築のための調査設計業務等が、負担となっている。 ○また、提案団体の提案と同様に、地上高が低いため電波障害防止区域に指定できない電波伝搬路も存在しており、その場合、何も情報がないまま建設が進み、電波伝搬路が断絶される恐れがある。 ○平成19年度に原因不明の電波障害が発生し、原因を調査したところ、電波伝搬路上で建設が行われていることが分かり、急きょ、建築主と中継所設置や費用負担について協議を行い、中継所設置により対策を行った事例がある。 ○本県と市町村等と結び、災害対応等の際に使用する防災行政用無線回線のうち、市内の県出先機関と中継所間の無線回線(伝搬障害防止区域外)が、市内に建設された高層建築物(40m程度)による電波遮蔽のため、平成22年6月頃から通信できない状況となった。
79	B 地方に対する 規制緩和	その他	地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律と、国と同様の人事交流の仕組みを構築	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(仮称)の制定を求める。	現在、民間人材の活用方法としては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期付職員としての採用によって対応しているところであるが、平成26年度以降に実施している任期付職員採用選考において、7件の選考で、応募者、適任者がいない等の理由により、最終的な採用にまで至っていない。 このような場合に、民間企業における雇用関係を維持した上で、官民交流を行うことが可能であれば、専門的な知識経験が必要とされる行政課題への対応に有用な民間人材の活用が図れるものと考えられる。 なお、同法に基づく採用は、同法第3条及び第4条に規定される一定の条件に該当する場合に限定して行っているものであるとともに、その身分保障は不安定とならざるを得ない。 また、本県では、同法に基づく採用の他に、民間企業との間で、研修派遣の形態による人事交流を行っているが、この場合は身分保障の問題はないものの、給与負担の面から交流の実現は容易ではなく、実現した場合の担当職務についても、身分を有さない研修生の立場に限定された職責の範囲に留まらざるを得ず、十分な人事交流が図れていない。 こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で、民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、官民人事交流法と同様の制度の制定を求めるものである。	国では、平成12年3月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」という。)が施行され、国と民間企業の双方間の人事交流システムが整備されている。この人事交流は、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員を自らの従業員として雇用する「交流派遣」と、国が期間を定めて民間企業の従業員を常勤の国家公務員として採用する「交流採用」から成っており、交流する者は、期間中、それぞれ交流先に採用され、期間終了後は派遣元の業務に復帰する仕組みとなっている。こうした透明性、公開性が確保された公正な手続きのもと、公務の公正な運営を確保しつつ、国の機関と民間企業との人事交流を通じて、相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能な制度となっている。 一方、地方公共団体については、官民人事交流法のような制度がなく、地方公務員法の範囲内での任用とせざるを得ず、それゆえ、企業との雇用関係を維持したまま自治体に任用することが不可能となっており、民間企業の従業員を、身分の安定や守秘義務を担保した上で権限を行使する業務に従事させることができない。また、地方公務員の身分を有したまま民間企業に雇用されることもない。こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、地方公共団体においても、地方公務員法によらずに任用できるような抜本的な見直しを行い、官民人事交流法と同様の制度を創設することが必要である。	地方公務員法第17条、第18条 (国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度整備)	総務省	神奈川県、さいたま市、鎌倉市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、開成町、湯河原町、山梨県	都山市、千葉市、島田市、大村市、熊本県、宮崎市	○本市では、平成28年度に地方創生の推進並びに双方の職員の資質の向上を目的として、民間企業と協定書を締結し、相互に職員を派遣した。その際、勤務条件等の問題で業務内容を限定する対応をとった。 ○当市においても、社会福祉法人や、市の施設を運営する指定管理者である法人等に派遣を行いたかったケースにおいて、同様の支障により派遣に至らなかった事例があるため、制度改正の必要があると考ええる。 ○当方では、民間交流に関する独自の要綱を策定し、その要綱を基にした協定書を各企業と個別に締結することで民間企業との人事交流を実施している。当然ながら、それらの協定に基づき受け入れる従業員は地方公務員法上の身分を有するものではないことから、公権力の行使や公の意思形成への参画が不可であり、守秘義務が法に基づくものではなく、協定書に基づくものとなっている等の課題が他自治体と同様にある。 ○官民人事交流法の趣旨に沿った法的な枠組みについては必要であると考えるが、実際に導入を検討される場合は、給与等の支払いを相互の協定により決定できるようにするなど、相手方企業との調整で柔軟な対応が可能となる仕組みとしていただきたい。 ○本県においても、民間企業人材を任用する場合、地方公務員法の範囲内で任期付(営利企業従事等許可)や非常勤特別職として任用しており、当該制度の創設は官民人事交流の促進に資すると考える。 ○地方公共団体から民間企業へ派遣した場合の退職手当通算制度の構築等が必要である。	

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
105	B 地方に対する 規制緩和	土木・建築	公共施設等総合管理 計画に基づき補助対 象財産を処分する場 合、財産処分に係る 国庫納付を求めず承 認するなどの基準の 緩和	人口減少や少子・高齢化の進展 など社会経済情勢の変化に対応 するため、公共施設等総合管理 計画に基づき補助対象財産を処 分する場合、財産処分に係る国 庫納付を求めず承認するなどの 措置を講ずること。	当県の所管する施設の事例では、社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安 全ストック形成事業)において実施した耐震補強工事から10年末経過のため除 却する際に国庫納付が発生する見込みとなっている。 また、社会資本整備総合交付金に限らず、公共施設の改修や修繕に交付金を 活用した場合も、同事例のように国庫納付が発生することが支障となり、迅速な 意思決定ができず、統廃合が進めにくい事例がある。	総合管理計画の柱の一つである公共施設等の総量の適正化(集約化、複合 化、除却など)を計画的に推進することが可能となる。	補助金等に係る予算 の執行の適正化に関 する法律第22条 住宅局所管補助事業 等により取得した財産 等の取扱いについて (平成20年12月22日国 住総第67号国土交通 省住宅局長通知)	総務省、国土交通省	秋田県、男 鹿市、湯沢 市、鹿角 市、仙北 市、小坂 町、上小阿 仁村、鷹里 町、羽後 町、東成瀬 村		青森県、白河 市、石岡市、厚 木市、綾瀬市、 魚沼市、山県 市、稲沢市、京 都市、伊丹市、 出雲市、大村 市、宮崎市	○公共施設統合層管理計画には、具体的な目標値を記載しているが、各種補助事業を 活用した公共施設の廃止・解体等について、計画策定時点で関係機関に協議したもので はない。施設の集約の際に必ずネックとなるのが、地域住民の総意と補助金返還であ る。地方分権の流れにあって、地域住民の総意は当然必要と考えるが、今後の行政運 営を見据えて総合管理計画を策定したものであり、スムーズに計画を実行し目標達成す ることで、持続可能な行政運営が成るものと考ええる。 ○国のインフラ長寿命化基本計画及び本市の公共施設等総合管理計画に基づき、施設 保有量の最適化に取り組んでいるところ。対象施設が国の補助金を受けている場合にお いて、補助金等の国庫納付が最適化の支障となるときがある。 ○本市においても、文部科学省学校施設環境改善交付金を活用した耐震補強工事・大 規模改修工事後10年末経過の施設があり、公共施設総合管理計画で示す公共施設の 総量適正化を推進する支障となっているため、本提案事項に賛同する。 ○本市においても、公共施設等総合管理計画などの市の方針に基づき、公共施設の廃 止や民間譲渡の取組を進めており、これまで民間譲渡にあたり、財産処分の事前協議や 承認手続に時間を要する事例があった。また、譲渡にあたって、国庫納付の対象とならな いよう無償譲渡とした事例もある。 ○本市では、建築後30年以上経過した施設が約半数を占め、今後市役所本庁舎や教育 施設などの大規模な改修や更新を行う必要があるため、制度改正の必要性を感じる。 ○本市においても国庫補助を活用して建設・改修している公共施設は数多い。今後、公 共施設の適正配置を進めていくうえで、施設の早期除却実施時に国庫補助の返還が求 められるとなると、さらなる財政負担を強いられることとなり、公共施設マネジメントの推 進の弊害となると考えられる。公共施設等総合管理計画、施設の個別計画に基づいて実 施される施設の除却については、特例的に国庫補助金の返還対象外とする等の制度創 設が必要と考える。 ○本県においても、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の保有総量の最適化 の取組を進めているところであるが、個別の施設の処分を検討するにあたり、国への返 納が生じる可能性もあるため、提案の趣旨には賛同する。 ○人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化が顕著で、地方公共団体 では、公共施設の維持等に係る経費なども踏まえ、その統廃合などを行う必要が生じて いる。一方で、対象となる公共施設は、国庫補助対象財産(不動産)であり、一定期間を経 過していない補助対象財産(不動産)を処分する場合には、国庫納付が発生することか ら、統廃合などが進めにくい事例となっている。人口減少や少子・高齢化の進展など社会 経済情勢の変化に柔軟に対応するため、電気通信格差是正事業費補助要綱に基づく補 助対象財産を処分する場合、財産処分(不動産)に係る国庫納付を求めず承認するなど の措置を講ずること。 ○本県では、同交付金を活用し、県立高校の体育館耐震補強工事を実施している。今 後、学校規模の標準を踏まえた計画的な学校配置を推進する上で、統合による閉校(用 途廃止)とする際、同様の支障事例が生じ、施設整備に関する迅速な対応が困難となる ことが懸念されることから、財産処分に係る基準緩和を求める。
193	B 地方に対する 規制緩和	その他	電子申請における本 人確認手段の統一	各府省庁の所管する法令に係 る行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する法律施行 規則(以下「オンライン化法施行 規則」という。)の本人確認手段で ある電子署名に関する文言を統 一する。 具体的には、「ただし、当該申請 等が行われるべき行政機関等の 指定する方法により当該申請等 を行った者を確認するための措置 を講ずる場合はこの限りでない。」 という文言を追加する。	【支障事例】 本人確認手段が電子署名のみの場合、電子申請を行うにあたってはマイナ ンバーカード及びカードリーダーを持っていることが必須条件となる。この条件は、電 子申請サービスの利用を推進するにあたっての阻害要因となっている。 【懸念事項】 マイナンバーカードを用いた電子署名の推進が図られない。 【懸念事項の解消策】 マイナンバーカードが普及するまでの経過的措置として位置付け、マイナ ンバーカードの普及促進を引き続き積極的に行っていく。	各府省庁の所管する法令に係るオンライン化法施行規則において、本人確 認手段である電子署名に関する文言が統一されていない。 具体的には、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係るオンライン化法 施行規則第3条第3項に「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の 指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる 場合はこの限りでない。」という文言があるが、厚生労働省や経済産業省の 施行規則にはこの文言がない。 行政機関等の指定する方法による本人確認を認める旨の文言を追加する ことで、マイナンバーカードを持っていない者でも電子申請を行うことができ ようにする。	各府省庁の所管する 法令に係る行政手続 等における情報通信 の技術の利用に関す る法律施行規則	内閣官房、内閣府、総 務省	八王子市		山形市、福島 県、石岡市、芦 屋町	○マイナンバーカードを持っていなくても電子申請を行うことができるようにした場合につ いては、カードの普及促進が図られない恐れがあるため、慎重に判断したい。 ○本人確認手段が電子署名の場合、マイナンバーカード及びカードリーダーを持ってい ない住民は電子署名での電子申請サービスを利用することができない。しかし、市が指定 する方法での本人確認が認められれば、マイナンバーカードを持っていない住民でも申 請が可能になり、電子申請サービス利用拡大を図ることができる。
206	A 権限移譲	その他	基幹統計調査員に係 る任命権の権限移譲	基幹統計調査について、特別職 の非常勤の地方公務員とされて いる統計調査員の任命権を都道 府県知事から市町村長が行う事 務に権限移譲されたい。 なお、本案件は事務処理特例案 例が認められているが、事務処理 特例ではなく統計法施行令の規 定見直しでの権限移譲を求めるも のである。	【支障事例】 調査員が辞退された場合や事故などにより急遽効果果が余儀なくなれた場合 など、代わりの調査員を確保し任命されるまでに3～5日程度かかる。調査員は 70～100件程度の世帯を受け持っているが、配布などには期限が定められて いる。調査員が調査活動を行う際、その身分を証明するものが任命証であるた め、任命されるまでは活動が行うことができず、活動期間が短くなり、支障が生 じている。 また、調査員が調査世帯を訪問し、調査票の記入をお願いする際、問合せ先や 提出先は市町村が記載されているが、調査員証任命権者は都道府県知事であ るため所持している任命証には都道府県が記載される不一致が発生し、調査 対象世帯から本当に調査員として任命された調査員かどうか疑われ調査拒否 につながるなど、調査活動に支障が生じている。	急な調査員の辞退等に対して、調査員の確保から任命までの時間を3～5日 短縮し、調査活動期間を可能な限り長く確保できる。 また、任命権者と調査を実施する市町村が一致することで、問い合わせ先・ 提出先と任命証の不一致が解消され、調査対象世帯の不快感を払しょくでき 、調査拒否件数の減少が期待できる。 任命権の移譲に伴い、事故報告などを市町村で実施することが想定される が、本市では過去5年間で2件のみの発生で、業務負担はそれほど大きくは ないと想定している。 以上のことから、任命権の移譲による任命責任的部分の業務量による負担 より、調査回答率の向上の効果がのほうが大きいと考える。	統計法施行令 第4条 別表第一 地方自治法施行令 別表第一、二(第一条 関係)	総務省	松山市、西 条市、西予 市、久万高 原町、砥部 町、伊方 町、松野 町、鬼北町		福井県、伊丹 市、南あわじ市、 徳島市	○オンライン回答の運用に伴う二段階配布方式の導入により、調査スケジュールがタイト となっている中で、市町が関わる基幹統計にあっては、調査員任命事務を市町事務とす ることで、効率化していく必要があると考える。 ○本市においても、国勢調査の複雑化、調査環境の悪化などに伴い、一旦調査員を引き 受けたものの、途中で辞退する事例が増加しており、新たな調査員の確保やそれに伴う 煩雑な事務に苦慮している。特に調査員の任命に係る県とのやりとり時間を要し、時間 外勤務が発生するなど支障が生じている。 ○統計調査員に対する調査実施上の指導は、市町村が行っており、統計調査員の設置 も市町村が行う方が効率的である。次の調査で急な調査員の辞退、変更があった。H27 農林業センサス(5市町村17人)、H28経済センサス-活動調査(1市3人)、H29年就業構 造基本調査(4市町村11人)
260	B 地方に対する 規制緩和	その他	国に移譲を要請でき る事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範 囲が密接に関連する事務に限定 されていることで要請権が実質的 に行使できないことからその見直 しや要請を行ったときは、協議に 応じるべきことを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町 村長から都道府県知事に申し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう 要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町 村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都 道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部 を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第 291条の2第4項) 【支障事例】 現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事 務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たって は、予め一定の事務を構成府県市から持ち寄ることが必要であると考えてい る。 しかしながら、持ち寄る段階では関連する権限は国にあり、関西広域連合に持 ち寄ったとしても一元的な権限行使はできないため、持ち寄るメリットを見出すこ とが難しく、構成団体の同意形成には多くの時間や労力が必要となる。 このような中、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性 が見いだされれば持ち寄ることへの意欲が高まると考えられるが、具体的な基準 や手順等について明らかでなく、持ち寄り、要請権を行使したとしても、徒労に 終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、法律に規定が あるものの、形骸化している。 ついでに、地方自治法第291条の2第4項の対象となる具体的な基準や手順等 について明示いただきたい。	国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務を一体的に処理するこ とにより、二重行政の解消や事務集約化による効果が得られる。	地方自治法 第252条の17の2第3 項、第4項 第291条の2第4項	総務省	関西広域連 合		—	—

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
268	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	利用者負担額に係る 審査請求手続の統一 化	利用者負担額に係る審査請求に ついて、議会に諮問するのではな く、地方公共団体に置かれる行政 不服審査会に諮問するよう措置さ れることを求めます。その理由に ついては、右欄の「その他(特記 事項)」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子 育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利 用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。 当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあつては、 公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜ なら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度にお ける自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、 公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。 そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不 服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地 方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第 4項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。 一方で、私立保育所(幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しな いことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問され ることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。 以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済 手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、ま た、合理的な説明が困難と考えております。	救済手続が統一されると、公立保育所(公立幼稚園)に通っている児童の保 護者と、私立保育所(私立幼稚園)に通っている保護者が、利用者負担額に 不服がある場合において同一の救済手続を経ることができるようになり、より 公平性が保たれると考えられる。	子ども・子育て支援法 第27条第3項第2号、 地方自治法第229条	総務省、厚生労働省	松原市	措置を求める理由として次 の2点が挙げられます。 まず1点目として、議会の 定例会については、地方自 治法第102条第2項の規 定に基づき各自治体の条 例で招集回数を定めている ところ、本市においては年 4回としており、同様の自治 体が多数であると考えられ ます。そうすると諮問の時 期によっては、答申まで一 定の期間が空くことが想定 されます。一方、行政不服 審査会に諮問された場合 には、速やかに開催に向け た準備を進めることができ るものであり、行政不服審 査法の目的の一つである 迅速な手続という観点から すると、行政不服審査会に 諮問する形式が望ましいも のです。 次に2点目として、利用者 負担額について使用料に 該当するとして審査請求が なされた場合には、地方自 治法第229条第4項の規 定により、議会の諮問を経 た後しか訴訟をできない不 服申立前置制度が適用さ れます。行政不服審査制 度の見直しにおいては、不 服申立前置についても見 直しがなされ、当該見直し においては、不服申立てを するか、直ちに訴訟するか は、国民が選択できること が原則であるとされていま す。対象となる保育所(幼 稚園)が、公立・私立である かの違いのみをもって不服 申立前置制度が適用され るか否か区分されることに 合理的な理由がないと考え ます。この趣旨からも、利 用者負担額についての審 査請求においては、不服申 立前置制度が適用されな い制度設計が望ましいもの です。 したがって、左欄の「求める 措置の具体的内容」とお り提案するものです。	川崎市、山県 市、池田市、尼 崎市、北九州 市、松浦市、宮 崎市、那覇市	○昨年度、本市においても、私立保育所にかかる利用者負担額の処分にかかる審査請 求書が提出され、その審査を進める中で、松原市の指摘と同様に、入所する保育所の公 立私立の違いで審査請求の審査手続きが異なることに、合理性や公平性に課題がある との認識を持つところとなった。このことから、松原市の提案に賛同し、公立保育所の利 用者負担額決定の処分が公の施設の使用料の決定であつても、私立保育所の利用者 負担額決定処分に対する審査請求と同様の手続きで審査する制度に改正すべきと考える。